

# 1. 共通項目



# I 上下水道事業

1. 沿 革 年 次 表
2. 門真市上下水道事業組織図
3. 事 務 分 掌

# 1. 沿革年次表

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
M22				・町村制施行により門真村誕生
S14				・町制施行により門真町誕生
		[茨田上水道組合]		
17	4	・茨田上水道組合創設		
18	3	・上水道布設工事認可		
	8	・太平洋戦争の激化により中断		
23	4			・大阪府営水道が再発足
24	4	・再認可を得て上水道布設事業に着手		
	12	・泉町浄水場において浄水場建設工事に着手		
26	9	・大阪府営水道の沈でん水受水開始		
28	3	・上水道敷設事業が完成		
		・給水区域全般に給水開始		
29	5	・茨田上水道組合事務所が竣工		
30	4	・大阪府営水道の浄水受水開始		
31	9			・大和田村、四宮村、二島村を編入合併し新しい門真町誕生
33	2	・第1次拡張事業の認可		
34	1	・第1次拡張事業に着手		
36	4	・地方公営企業法の一部適用		
	12	・第2次拡張事業の認可		
37	3	・第1次拡張事業が完成		
	4	・第2次拡張事業に着手		
		・地方公営企業法の全面適用		
38	8			・市制施行により門真市が誕生
	10	・上馬伏配水場用地取得		
	12	・上馬伏配水場で大阪府営水道浄水受水開始※直送給水		
39	12	・門真市第1次水道拡張事業の認可		
40	3	・茨田上水道組合の発展的解散		
	3	・門真市水道条例を制定		
		[門真市水道局]		
	4	・第1次水道拡張事業着手		

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
S40	4	・茨田上水道組合の一部施設を継承し門真市水道事業所として発足 ・水道料金に予納金制度を採用 ・委託集金制度を採用(私人委託)		・大阪府が全国で初めて寝屋川流域で流域下水道事業に着手
	6			
	10	・上馬伏配水場建設工事に着手		
41	4	・水道料金改定		
	6	・上馬伏配水場にRC3,400 m <sup>3</sup> の1号配水池完成		
	10	・上馬伏配水場1号、2号、3号配水ポンプ設備が完成し東部地区加圧送水開始		
	12	・門真市水道事業の設置に関する条例を制定		
42	1	・水道事業管理者設置		
	3	・泉町浄水場に第1ポンプ室及びPC2,300 m <sup>3</sup> の1号、2号配水池完成		
	12		[門真市公共下水道事業] ・門真市寝屋川北部流域関連公共下水道の事業認可(141.8ha)を取得 ・第一排水区幹線工事の着手	
43	3	・泉町浄水場1号、2号、3号配水ポンプ設備が完成し門真市全域が加圧送水となる		
44	3	・上馬伏配水場4号配水ポンプ設備完成	・受益者負担金の徴収を開始 第1負担区 125円/m <sup>2</sup> (141.8ha)	
	4	・水道料金調定計算業務を電算委託		
	3	・第1次水道拡張変更事業の認可 ・上馬伏配水場にPC3,300 m <sup>3</sup> の2号配水池完成		
	4	・第1次水道拡張変更事業着手		
	10	委託検針制度を実施(法人委託)		
	12		・事業認可の変更(区域拡大 496ha)	
46	3	・第1次水道拡張変更事業竣工 ・上馬伏配水場にPC3,300 m <sup>3</sup> の3号配水池及び配水ポンプ設備完成	・月出幹線と栄町堂山幹線工事が竣工	
	4	・分担金制度採用		
	6	・泉町浄水場に4号配水ポンプ設備完成		
	12		・第二排水区幹線工事の着手	
47	3		・泉幹線、松葉幹線と新橋幹線工事竣工	

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
S47	4	・水道料金に銀行口座振替制度採用	・受益者負担金の負担区を制定 第2負担区 179 円/㎡(352 ha)	・寝屋川流域下水道が鴻池処理場、川俣処理場の供用を開始
	5	・泉町浄水場に急速ろ過設備が完成		
	7		・栄町、本町、元町、小路町、堂山町、月出町及び向島町(第一排水区)の一部で供用開始	
	8	・急速ろ過設備の運転を開始 (緩速ろ過設備廃止)		
	9		・古川排水区幹線工事の着手	
48	2	・泉町浄水場に5号配水ポンプ及び6号送水ポンプ設備完成	・泉町及び浜町(第一排水区)の一部で供用開始	
	3	・還元処理池設備完成 ・門真市水道事業基本計画書策定		
	4	・給水装置新設工事に伸縮止水栓取付	・新橋町及び柳町(第一排水区)の一部で供用開始 ・汚水処理人口普及率 15.5%	
	5	・漏水調査委託開始		
	7			・琵琶湖異常渇水のため取水制限開始
	11	・門真市水道事業経営懇談会設置 ・経営改善に関する提言を受ける		・取水制限解除
49	3	・泉町浄水場に集中管理棟完成	・本町八雲東町幹線工事が竣工	
	4	・水道料金改定 ・8区分の用途別料金を4区分制、逓増制料金体系採用 ・分担金制度に換え加入金制度を採用	・汚水処理人口普及率 19.6%	
49	4	・水道事業用無線開局、修繕業務に無線装置導入 ・市役所内に水道の営業窓口設置		
	9		・松葉町及び中町(第一排水区)の一部で供用開始 ・大倉浜町幹線工事が竣工	
50	3	・泉町浄水場にRC3,400 m <sup>3</sup> の2号浄水池完成	・幸福幹線、垣内幹線工事が竣工 ・石原町、大倉町、幸福町及び垣内町(古川排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 24.3%	
	8		・事業認可の変更(区域拡大 1209ha)	
51	1	・水質検査設備に原子吸光光度計を導入		
	3	・上馬伏配水場に次亜塩素酸ナトリウム生成装置設置		

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項	
S51	4	・修繕工事で伸縮止水栓取付開始	・汚水処理人口普及率 32.9%		
	7	・門真市水道事業経営懇談会設置	・寿町、末広町及び御堂町(古川排水区)の一部で供用開始		
			・受益者負担金の負担区を制定 第3負担区 253 円/㎡(715.2 ha)		
	9	・経営改善に関する提言を受ける			
	10	・水道料金、量水器使用料、加入金、手数料改定			
	11		・東部排水区幹線工事の着手		
52	2	・配管管理図作成に着手			
	3	・泉町浄水場に集中管理計装設備完成 ・泉町浄水場にて浄・配水場の中央集中管理を実施 ・泉町浄水場に次亜塩素酸ナトリウム生成装置及び浄・配水場に残留塩素計設置	・江端町(東部排水区)の一部で供用開始		
	4	・門真市水道施設等整備事業に着手	・柳田町(古川排水区)の一部で供用開始 ・汚水処理人口普及率 35.3%		
	8		・西部排水区幹線工事の着手		・琵琶湖異常渇水のため取水制限開始
	10	・遠隔制御設備の運転開始に伴い上馬伏配水場を無人化			
53	1			・取水制限解除	
	3	・第1次水道拡張変更事業竣工	・大和田幹線工事が竣工 ・脇田町(東部排水区)の一部で供用開始		
	4	・水道料金改定	・大橋町、大池町及び常盤町(第二排水区)の一部で供用開始 ・汚水処理人口普及率 37.5%		
	9		・中部排水区の幹線工事の着手	・琵琶湖水位低下のため取水制限開始	
54	1		・桑才柳田幹線工事が竣工		
	2	・泉町浄水場に自家発電装置設置			・取水制限解除
	3	・泉町浄水場に7号ポンプ設備完成			
	4	・計画的な伸縮止水栓取付工事に着手 ・鉛管解消事業に着手	・殿島町(西部排水区)の一部で供用開始 ・汚水処理人口普及率 43.4%		
	7		・下水道使用料の改定		
	8		・宮野町(第二排水区)の一部で供用開始		
	9	・上馬伏配水場新規6 拡分岐工事が完成、受水開始			
55	1	・幹線配水管布設工事に着手			



年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
S55	3	・北島大橋に幹線配水管の水管橋架設工事完成	・古川町(古川排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 44.9%	
56	2	・北島地区に幹線配水管 312m 布設		
	3	・修繕係事務所を新設	・宮前幹線工事が竣工 ・事業認可の変更(期間延長)	
	4		・下水道使用料の改定 ・汚水処理人口普及率 45.6%	
57	3	・北島、一番地区に幹線配水管733m布設	・常称寺町(古川排水区)及び城垣町(第二排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 46.1%	
	10	・幹線配水管国道 163 号庄入工事竣工		
	12	・一番地区等に幹線配水管 764m 布設		
58	3	・上馬伏配水場に水質監視計器室完成	・速見柳幹線工事が竣工 ・岸和田門真東幹線工事が竣工	
	4		・速見町(古川排水区)及び上島町(第二排水区)の一部で供用開始 ・汚水処理人口普及率 46.2%	
	9		・下水道使用料の改定	
	10	・水道料金調定業務に電算端末機を導入し検針業務に携帯用端末機を採用		
	11	・速見町地区等に幹線配水管1,025m布設	・古川幹線工事が竣工	
59	4		・宮前町(第二排水区)及び大字岸和田(東部排水区)の一部で供用開始 ・汚水処理人口普及率 45.8%	
	5	・門真市水道事業経営懇談会を設置		
	7	・経営改善に関する提言を受ける		
	10			
	11	・門真市渇水対策本部設置		
	12	・上島頭地区等に幹線配水管延長1,025m 布設		
60	1	・水道料金改定		
	2	・門真市水道事業基本計画書を策定		
	3			
	4	・市水道発足 20 周年記念植樹式開催	・汚水処理人口普及率 45.5%	
	9	・給水戸番図作成に着手		
	11	・上馬伏地区等に幹線配水管1,063m布設 ・集金制を廃止し納付制を実施 ・郵便局口座振替制度採用	・城垣幹線工事が竣工	

・琵琶湖異常渇水のため取水制限開始

・取水制限解除

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
S61	3	・門真市第2次水道拡張事業の認可を得る ・第1次水道施設等整備事業が竣工		
	4	・門真市第2次水道拡張事業に着手	・汚水処理人口普及率 45.5%	
	6	・泉町浄水場内里道敷を取得		
	7	・泉町浄水場直流電源装置整備		
	8	・浄・配水場管理計画書を作成		
	9	・新橋地区等に幹線配水管 640m 布設		
	10	・固定資産台帳処理に電算導入		
	11			・簡易専用水道の規制範囲が10mを超えるものまでに拡大
62	4		・汚水処理人口普及率 45.5%	
	5	・配水場3号PCタンクの内面塗装完成		
	7	・庁舎外壁改修工事竣工 ・市民PR用ビデオ「かどまのすいどう」完成		
	11	・上馬伏地区に幹線配水管 182m 布設 ・幹線配水管竣工による通水式を開催 ・第2幹線布設ルート計画書作成		
	12	・上馬伏配水場に幹線連絡計装設備完成		
63	1	・給水モニタリング装置設置(浜町小学校、古川橋小学校、中央局(浄水場))		
	2	・幹線配水管給水開始	・上島南水幹線工事が竣工 ・事業認可の変更(期間延長)	
	3	・泉町浄水場に給水モニター基地局完成	・野里町(第二排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 45.2%	
	5	・配水場2号PCタンクの内面塗装完成		
	9	・第2幹線配水管布設工事に着手		
H元	1	・給水モニタリング装置設置(大和田小学校、脇田小学校)		
	3	・第2幹線配水管布設工事の第1期工事として京阪電鉄軌道下横断防護管渠延長112m 布設 ・幹線配水管北島大橋水管橋にバルブコントロール設備を設置	・四宮北幹線工事が竣工	
	3	・配水場1号RCタンクの内面塗装完成 ・配水場施設整備計画書作成		
	4		・朝日町(第二排水区)の一部で供用開始 ・汚水処理人口普及率 45.1%	・消費税法適用(3%)
	5	・第2幹線配水管布設工事の第1期工事として京阪電鉄軌道下に延長127m 布設		

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項	
H元 2	7	・弁天池公園整備に伴う配水管布設工事に着手			
	12	・給水モニタリング装置設置(東小学校)			
	2	1	・第2幹線配水管布設工事の第2期工事として延長149m布設		
		2	・上馬伏配水場3号配水ポンプ設備完成	・「さつき」をデザインしたマンホール蓋使用	
	3	・配水施設整備計画書作成	・四宮南幹線、上野口幹線工事が竣工		
	4	・市水道発足25周年	・汚水処理人口普及率 46.1%		
	7	・施設案内パンフレット「門真の水道」作成			
	9	・岸和田区画整理事業に伴う配水管布設工事に着手			
	10	・上馬伏配水場ポンプ棟拡張工事(2ヵ年継続事業)に着手			
	3	12	・第2幹線配水管布設工事の第3期工事として延長255m布設		
		2	・給水モニタリング装置設置(殿島町(守口市門真市消防本部))		
		3	・泉町浄水場に受変電設備工事完成		
4	4		・汚水処理人口普及率 46.7%		
	10	・泉町浄水場内に送水管整備工事として延長43.45m布設			
	1	・上馬伏配水場ポンプ棟竣工			
	2	・第2幹線配水管布設工事の第4期工事として延長168.11m布設			
	3	・上馬伏配水場内に流入出配水管延長65.85mを布設	・下島幹線工事、下馬伏幹線工事が竣工		
	4	・水道事業会計システムの導入 ・設計積算システムの導入	・汚水処理人口普及率 47.7%		
	7	・岸和田地区において鋳鉄管延長94.18m布設			
	10	・上馬伏配水場残留塩素測定装置整備			
	12	・門真市水道事業経営懇談会設置 ・ガスクロマトグラフを導入			
	5	2	・泉町浄水場電動仕切弁取付工事を施工		
3		・上馬伏配水場内に流入出管延長129.64m布設 ・公共下水、大阪モノレール等に伴う移設工事延長686.37m布設	・上野口町、下島町(第二排水区)、下馬伏町(東部排水区)、大字下馬伏及び大字三ツ島(中部排水区)の一部で供用開始		
4		・毎週土曜日閉庁実施	・汚水処理人口普及率 49.2%		
5		・上馬伏配水場内に流出延長36.14m布設 ・インキュベーター、高圧蒸気滅菌器購入			

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
H5  6     7	7	・第2幹線配水管布設工事の第5期工事として新橋町地区にヒューム管(サヤ管)延長218.7m及び鑄鉄管延長64.18m布設 ・門真市水道事業の経営のあり方に関する提言を受ける		
	12	・水道料金、加入金手数料改定 ・大阪府市町村水道水質共同検査委託実施	・雨水排除計画を策定、降雨強度を10年確率に変更	・水質基準改定旧基準26項目から46項目になる(水道)
	3		・事業認可の変更(門真市全域に拡大1217ha、降水確率の変更)	
	4		・汚水処理人口普及率 51.6%	
	5	・第2幹線配水管布設工事の第6期工事として新橋町地区にヒューム管(サヤ管)延長51.03m及び鑄鉄管延長240.53m布設		
	8	・門真市水道局渇水対策本部設置		・琵琶湖水位低下のため取水制限開始
	9	・新橋町地区において工事影響損害調査委託実施		・取水制限一時解除 ・琵琶湖水位低下のため取水制限開始
	10	・門真市水道局渇水対策本部解散		・取水制限一時解除
	1	・被災地(芦屋市、西宮市、豊中市)へ給水支援開始 ・柳田町地区において鑄鉄管延長387.52m布設		・9月15日琵琶湖最低水位-123cm ・取水制限全面解除
	2	・被災地への支援終了		・1月17日兵庫県南部地震発生
	3	・上馬伏配水場ポンプ設備、自家発電設備、ITV設備設置工事施工	・中部幹線工事が竣工 ・大字桑才(西部排水区)及び大字上馬伏(中部排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 54.2%	
	5	・上馬伏配水場に防犯システム(赤外線式検知器等)導入		
	6	・市水道発足30周年記念式典(ルミエールホール) ・上馬伏配水場ポンプ設備起動式		
7	・三ツ島地区において鑄鉄管延長293.90m布設			
9		・一番町(古川排水区)の一部で供用開始		

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
H7	12	・三ツ島地区において鑄鉄管延長 423.01m 布設	・下水道使用料の改定	
8	2	・沖町地区において鑄鉄管延長 142.05m 布設		
	3	・上馬伏配水場に次亜塩生成装置設置、 水質計器設備及び電気計装工事を施工	・岸和田河北管渠築造工事が竣工 ・事業認可の変更(計画人口の変更)	
	2	・一番町、柳田町地区において鑄鉄管延長 333.06m 布設 ・幹線配水管布設工事として泉町浄水場 内に鑄鉄管延長 111.28m 布設及び場内 幹線電気計装工事を施工		
	4	・第2次水道施設等整備事業に変更 ・局報「いずみ」の発行	・汚水処理人口普及率 58.4%	
	7			・O-157の集団発生 に關連して学校プー ルの閉鎖相次ぐ
	9	・3階直結給水(一部条件付)開始		
	10	・沖町地区において鑄鉄管延長 100.48m 布設	・巢本町(東部排水区)の一部で供用開始	
	11	・市道拡幅に伴い舟田町において鑄鉄管 延長 493.43m 布設		
	12	・上馬伏配水場に流量計設置工事を施工		
9	1	・水道局庁舎整備改修工事の竣工		
	2	・門真市駅前広場の整備工事に伴い鑄鉄 管延長 79.99m 布設		
	3		・三ツ島西管渠築造工事が竣工	
	4		・汚水処理人口普及率 62.5%	・消費税率 5%に引上
	9	・第二京阪国道(三ツ島地区)に鑄鉄管延 長 528.71m 布設		
	10			・なみはや国体開催 (水道事業支援)
	11			・ふれあいピック開催 (水道事業支援)
	12	・材料検査手数料を廃止		
10	1	・沈澱水廃止に伴い浄水場内に府 2 拡 3 番分岐(2) との連絡工事として鑄鉄管延 長 11.05m を布設及び電気計装工事完成	・下水道ポンプ作成 ・三ツ島御領幹線工事が竣工	
	3	・震災対策事業として泉町浄水場内に緊急 遮断弁 2 台設置		

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
H10	3	・大阪府営水道が沈澱水を廃止		・改正水道法施行 ・公認業者制度から指定工事業者制度へ変更
	4		・汚水処理人口普及率 65.4%	
	5	・第二京阪国道(三ツ島地区)に铸铁管延長 369.72m 布設		
	7	・水道料金・量水器使用料・修繕料金・加入金等に消費税転嫁の条例施行 ・高度浄水処理水受水開始		
	10	・市道大和田三ツ島線(舟田町)に铸铁管延長 581.84m 布設		
11	3	・泉町浄水場の送配水管整備として铸铁管延長 141.88m 布設 ・防災マニュアル作成		・コンピュータ西暦 2000 年問題の対応
	4	・料金収納代行システム(コンビニ収納)導入	・汚水処理人口普及率 69.0%	
	10	・管路情報システムの導入		
	12	・泉町浄水場の 1 号配水池において内面塗装工事を施工	・事業認可の変更(第二京阪国道の着工に伴う中部幹線の変更)	
12	2	・浄・配水場に低レンジ濁度計を設置 ・農薬分析用機器(HPCL と C-MS)導入 ・泉町浄水場・上馬伏配水場のポンプ室及び配水池の耐震診断	・江端御領管渠築造工事が竣工	
	3	・給水モニタリング装置設置(浄化センター) ・震災対策に伴う守口市との相互連絡延長 416m 布設	・大字葎島(西部排水区)の一部で供用開始	
	4	・上馬伏配水場 2 号配水計画の策定 ・泉町浄水場 送配水管工事設計	・汚水処理人口普及率 71.0%	
	7	・守口市との相互連絡管延長 14.96m 布設		・情報公開制度実施 ・個人情報保護制度実施
	9	・門真市水道局渇水対策本部設置 ・門真市水道局渇水対策本部解除		・琵琶湖水位低下のため取水制限開始 ・取水制限一時中断 ・取水制限解除
	10	・水道料金改定 ・浄水場 7 号ポンプ盤設置工事		・大阪府営水道が供給単価を 13 円 60 銭(税抜き)引き上げ
	11	・庁内電話器の RBX 型に変更 ・庁内 RBX トーンリング設置		

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項	
H13	2	・水道局庁舎にエレベーター設置 ・水道局庁舎耐震補強工事竣工			
	3	・浄水場内に受水管延長 199m 布設 ・老朽管の布設替工事延長 611.64m	・桑才新町(西部排水区)及び千石東町 (東部排水区)の一部で供用開始 ・污水处理人口普及率 72.8%		
	4				
	7	・門真市水道事業経営懇談会設置			
	8	・寝屋川市との相互連絡管延長 29.52m 布設			
	10	・門真市水道事業の経営のあり方について 提言を受ける			
	14	2	・上馬伏 2 号配水池耐震補強工事完成 ・受水管布設工事に伴う電気計装工事完成 ・上馬伏配水場空調設備設置工事完成 ・上馬伏 2 号配水池防水塗装工事完成		
		3	・浄水場内に受水管延長 76.27m 布設	・桑才深田幹線工事が竣工	
4		・水道料金改定、予納金制度の廃止 ・宿・日直及び修繕業務を委託	・污水处理人口普及率 73.8%		
10		・市役所内の水道局窓口を廃止			
11		・大東市との相互連絡管布設			
15	2	・泉町浄水場 1 号配水池補給流量計設置工事 ・泉町 2 号配水池耐震補強工事完成 ・泉町 2 号配水池防水塗装工事完成	・三ツ島打越幹線工事が竣工		
	3	・第 2 次水道施設等整備事業が竣工	・三ツ島幹線工事が竣工		
	4	・夜間、休日の浄・配水場ポンプ運転操作 業務を委託化	・污水处理人口普及率 74.0%		
	6			・守口市との上水道 合併問題作業部会を 開始	
16	7	・開閉栓業務を委託化			
	3	・浄水場内に府 1 拵 3 番分岐(1)との連絡 工事として鑄鉄管延長 30.59m 布設 ・鉛管解消事業の完了(S54.4~H16.3)			
	4		・污水处理人口普及率 74.7%	・新水質基準が適用 (水道) ・消費税法改正により 総額表示の義務規定 の施行	
	7	・浄水場府水受水経路送水管更新事業に よって府水 2 拵受水管から府水 1 拵受水 管に変更			

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
H16	11	・舟田町土地(56.53 ㎡)裁判和解により購入		・守口市・門真市合併を問う住民投票の結果を受け合併協議会解散決定 ・水道料金債権の消滅時効について総務省の行政解釈が地方自治法の 5 年から民法の 2 年へ変更
	12	・出水不良解消工事(大倉町・小路町)延長 180.46m 布設		
17	3	・都市計画道路(大和田駅三ツ島線)に伴い延長 726.7m 布設 ・老朽配水管更新工事延長 747.27m	・千石西町及び千石東町(中部排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 75.0%	・行政財産使用料条例の改正により使用料徴収が義務付け ・ペイオフ全面解禁 ・個人情報保護法全面施行
	5			
	11	・水道事業の集中改革プランの策定 ・御堂町土地(79.86 ㎡)購入		
	12	・水道事業の門真市行財政改革推進計画提出		
18	3	・老朽配水管更新工事延長 546.07m	・打越舟田管渠築造工事が竣工 ・松生町(西部排水区)及び沖町(中部排水区)の一部で供用開始 ・事業認可の変更(期間延長)	
	4		・汚水処理人口普及率 75.6%	
	7			
	8			・日本銀行ゼロ金利政策解除
	10			・市機構改革(グループ制導入)
19	1			・寝屋川流域下水道の処理場の名称が水みらいセンターに変更
	3	・老朽配水管更新工事延長 1,290.31m	・舟田町及び五月田町(中部排水区)の一部で供用開始	
	4	・窓口業務を委託化	・汚水処理人口普及率 76.4%	



年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
H19	5	・配水場一部土地第二京阪国道へ売却		
20	3	・老朽配水管更新工事延長 1,961.87m 布設替え ・門真市水道事業基本計画策定	・東田町(西部排水区)及び北島町(中部排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 77.1%	
	7		・南野口上島頭管渠築造工事が竣工	
	9	・小・中学校冷水機設置工事(四宮小学校、脇田小学校、第5中学校)		
	10	・浄・配水場ポンプ運転操作業務を24時間委託化		
21	3	・老朽配水管更新工事延長 1,663.63m	・大字北島(中部排水区)の一部で供用開始	
	4		・汚水処理人口普及率 78.0%	
	9		・三ツ島千石幹線築造工事が竣工	
	11	・緊急時給水拠点確保事業として上馬伏配水場内に緊急遮断弁設置 ・第二京阪道路工事に伴う配水管布設工事延長 6,789.15m 布設		
22	1	・東部大阪水道協議会で「水道災害時相互応援に関する協定」を締結		
	2	・門真市泉町浄水場・上馬伏配水場内の整備工事		
	3	・中学校冷水機設置工事(第3中学校) ・老朽配水管更新工事延長 817.65m	・北島管渠築造工事が竣工 ・南野口町、大字打越及び大字野口(中部排水区)の一部で供用開始	・第二京阪道路開通 ・社会資本整備総合交付金を創設
	4	・水道料金改定及びメーター料を廃止 ・門真市水道料金等収納業務を委託	・第二京阪道路の完成に伴い中部排水区の主要な幹線となる中部、三ツ島馬伏、三ツ島北島及び北島舟田幹線が竣工 ・汚水処理人口普及率 79.1% ・マンホール蓋のデザインを「砂子水路のさくら」に変更	・大阪府営水道が供給単価を10円10銭(税抜き)引き下げ
	9			・寝屋川流域下水道がなわて水みらいセンターの供用を開始
23	3	・3月16日～5月21日まで職員計14名を被災地へ派遣 ・老朽化配水管更新工事延長 2,468.66m	・五月田第1管渠築造工事が竣工 ・打越町(中部排水区)の一部で供用開始 ・社会資本総合整備計画(H22～H26)の提出	・3月11日、東北太平洋沖地震発生

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
H23	4		・汚水処理人口普及率 80.2%	・大阪府営水道が行ってきた用水供給事業と工業用水道事業を府内 42 市町村が共同して運営する「大阪広域水道企業団」を発足
24	3	・老朽化配水管更新工事延長 1,489.83m ・避難所(はずはな中学校)に応急給水栓を設置 ・門真市水道局災害時初動活動要領策定	・事業認可の変更(期間延長)	
	4		・汚水処理人口普及率 81.9%	・地方公営企業会計制度の見直し
	6	・門真市水安全計画を策定		
25	3	・老朽化配水管更新工事延長 1,581.05m ・避難所(北巢本小学校)に応急給水栓を設置 ・職員研修方針を策定	・第一排水区長寿命化計画の策定 ・千石西管渠築造工事が竣工 ・社会資本総合整備計画の変更、社会資本整備総合交付金から防災・安全に移行 ・門真市イメージキャラクター「ガラスケ」マンホール蓋の登場	
	4		・汚水処理人口普及率 83.0%	・大阪広域水道企業団が供給単価を3円(税抜き)引き下げ
	7			・大阪広域水道企業団が大阪市との統合協議の中止を決定
	8			・門真市制 50 周年を迎える
26	3	・老朽化配水管更新工事延長 1,716.07m ・避難所(第二中学校・沖小学校)に応急給水栓を設置	・処理人口普及率 100%に向けた加速的な整備を平成 26 年度から5年間で実施を決定	・平成 26 年4月より組織名称を上下水道局に変更することが決定
	4		・汚水処理人口普及率 84.1%	・地方公営企業会計制度の見直し
26	4			・消費税率8%に引上 ・公共下水道課と組織統合を行い、門真市上下水道局として発足
	10	・上馬伏配水場4号配水池築造工事着手		

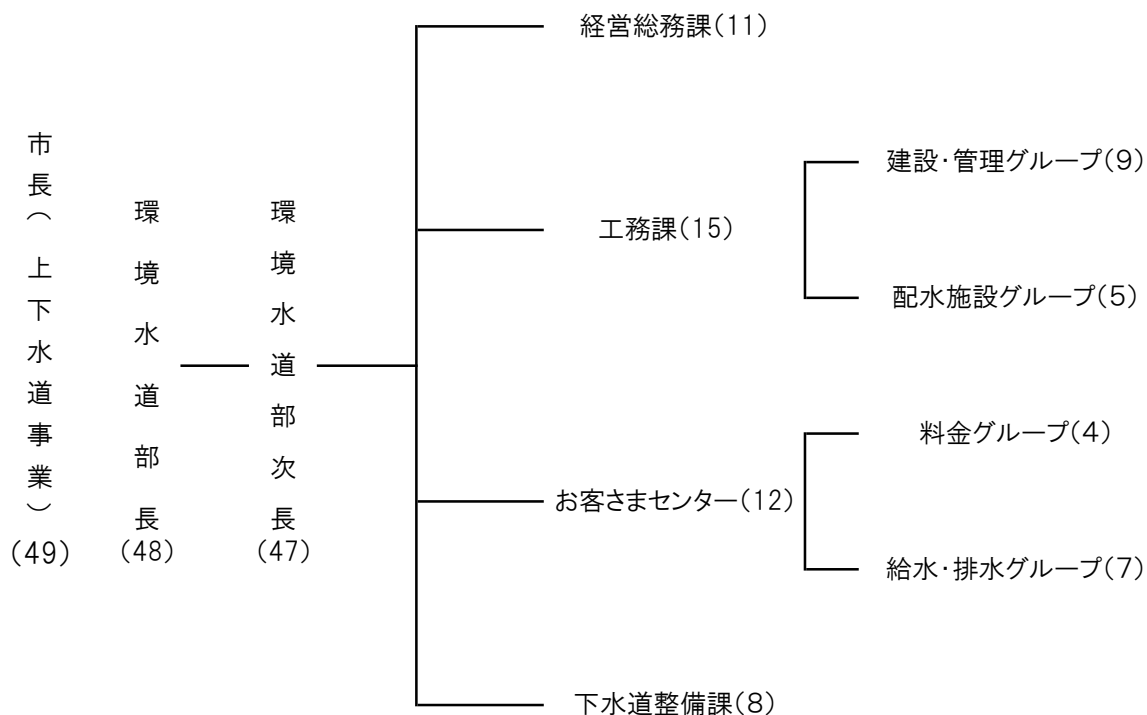
年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
H27	3	・老朽化配水管更新工事延長 1,786.24m ・避難所(四宮小、二島小)に応急給水栓を設置	・事業認可の変更(計画人口の変更) ・社会資本総合整備計画(H27～H31)重点計画及び防災・安全の提出	・水道法施行令一部改正(厚生労働大臣の水道事業の認可権限等を都道府県へ一部委譲)
	4		・污水处理人口普及率 86.2%	
28	3	・市水道発足 50 周年記念誌発行 ・老朽化配水管更新工事延長 1,309.25m ・避難所(市民プラザ、東小)に応急給水栓を設置 ・上馬伏配水場4号配水池築造工事に伴う配水管移設工事及び電気工事完成 ・耐震化計画策定		
	4		・污水处理人口普及率 87.7%	
29	3	・門真市水道事業ビジョン策定 ・老朽化配水管更新工事延長 1,156.21m ・上馬伏4号配水池築造工事に着手 ・第4次水道施設等整備事業完了		
	4	・第5次水道施設等整備事業の着手	・污水处理人口普及率 88.9% ・地方公営企業法の全部適用	
30	8	・湧水対策マニュアルの策定		
	10	・市内配水圧力低下に伴う濁水(赤水)の発生		
	3	・老朽化配水管更新工事延長 3,314.52m		
	4		・污水处理人口普及率 90.9%	
31	8	・上馬伏4号配水池築造工事竣工		
	10	・水道料金改定		
R1	3	・老朽化配水管更新工事延長 1,790.03m	・門真市下水道総合地震対策計画の策定 ・門真市公共下水道ストックマネジメント計画(管路施設)の策定 ・下水道 BCP(下水道事業継続計画)の策定	
	4		・污水处理人口普及率 93.0%	
R1	10	・浄水場一部土地民間業者へ売却		・消費税率 10%に引上(一部取引は軽減税率適用)
2	3	・老朽化配水管更新工事延長 2,436.89m	・門真市公共下水道事業経営戦略策定	

年	月	水道事業のあゆみ	公共下水道事業のあゆみ	一般事項
R2	4		・汚水処理人口普及率 95.3%	・環境行政と部局統一し、環境水道部となる(管理者非設置)
	7	・新型コロナウイルス感染症の影響による市民等の経済的負担を軽減するため、R2. 7～10 までの検針分に対する基本料金の減免措置を実施		・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき初めての緊急事態宣言発令
R3	1	・水道料金改定	・下水道使用料改定	
	3	・老朽化配水管更新工事延長 2,342.6m		
	4		・汚水処理人口普及率 95.8%	

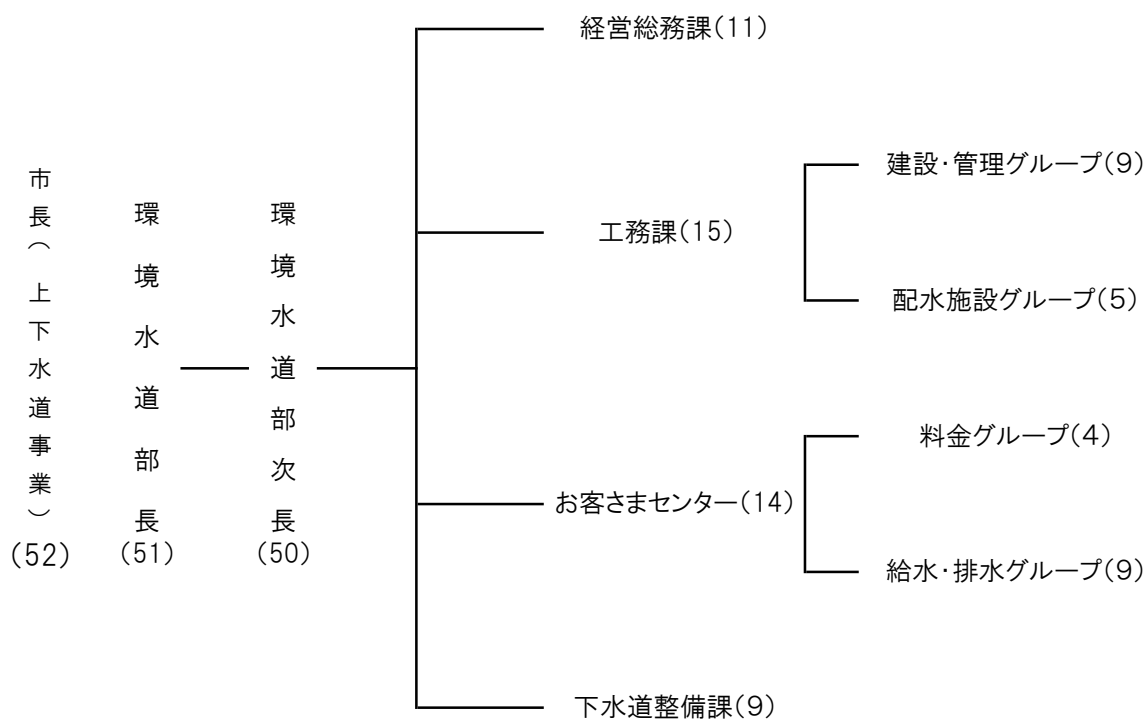
※ 町名等は、年月時点での町名で表記しています。

## 2. 門真市上下水道事業組織図 ※再任用職員は含まず

(1) 令和3年3月31日現在



(2) 令和3年4月1日現在



### 3. 事務分掌

(令和3年4月1日現在)

センター等名	分掌事務
経営総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書管理及び公印に関する事。</li> <li>(2) 条例及び規程に関する事。</li> <li>(3) 職員の任免、分限、懲戒、服務及び表彰に関する事。</li> <li>(4) 職員の労務管理及び労働組合に関する事。</li> <li>(5) 職員の給与及び旅費並びに退職手当に関する事。</li> <li>(6) 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。</li> <li>(7) 職員の研修及び教養に関する事。</li> <li>(8) 業務の進行管理及び事務改善に関する事。</li> <li>(9) 組織及び定数に関する事。</li> <li>(10) 各種団体との連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 自動車の安全運転管理及び自動車事故の処理に関する事。</li> <li>(12) 資産の管理に関する事。</li> <li>(13) 入札及び契約に関する事。</li> <li>(14) 工事の中間検査及びしゅん工検査に関する事。</li> <li>(15) 浄配水場及び管理棟の管理に関する事。</li> <li>(16) 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指定及び指定の更新並びに違反処分に関する事。</li> <li>(17) 経営の基本計画の策定及び総合調整に関する事。</li> <li>(18) 統計、調査及び広聴広報に関する事。</li> <li>(19) 財政計画及び資金計画に関する事。</li> <li>(20) 予算の編成及び執行に関する事。</li> <li>(21) 出納及び経理事務に関する事。</li> <li>(22) 金融機関との契約及び連絡に関する事。</li> <li>(23) 企業債及び一時借入金等の借り入れに関する事。</li> <li>(24) 決算及び業務状況報告に関する事。</li> <li>(25) 部に属する自動車の管理に関する事。</li> <li>(26) 無線電話の管理に関する事。</li> <li>(27) 水道事業及び公共下水道事業の危機管理及び防災に係る総合調整に関する事。</li> <li>(28) 水道事業及び公共下水道事業に係る政策の総合調整に関する事。</li> <li>(29) 部及び課の庶務に関する事。</li> <li>(30) 他の課等に属しない事。</li> </ul>

センター等名	分 掌 事 務
工 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 上水道の事業計画の策定及び調整に関すること。</li> <li>( 2 ) 上水道工事に係る調査、施設の設計及び施工監督に関すること。</li> <li>( 3 ) 上水道工事の精算に関すること。</li> <li>( 4 ) 受託工事の負担金に関すること。</li> <li>( 5 ) 断水時の広報及び給水に関すること。</li> <li>( 6 ) 出水不良及び赤水等の処理に関すること。</li> <li>( 7 ) 上水道及び公共下水道施設の維持管理に関すること。</li> <li>( 8 ) 上水道及び公共下水道台帳の管理に関すること。</li> <li>( 9 ) 上水道及び公共下水道施設の各種占用の許可申請に関すること。</li> <li>(10) 上水道及び公共下水道施設に係る他企業工事の立会い及び協議に関する こと。</li> <li>(11) 水質検査に関すること。</li> <li>(12) 浄配水施設工事に係る調査、設計及び施工監督に関すること。</li> <li>(13) 浄配水施設の維持管理に関すること。</li> <li>(14) 受配水計画及び受配水量調整管理に関すること。</li> <li>(15) 給水制限に関すること。</li> <li>(16) 浄配水施設の運転並びに運転の管理、記録及び報告に関すること。</li> <li>(17) 送配水の緊急処理に関すること。</li> <li>(18) 上水道工事の国庫補助金申請等に関すること。</li> <li>(19) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
お 客 さ ま セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 水道事業及び公共下水道事業に係る窓口に関すること(他の課等に属する ものを除く。)</li> <li>( 2 ) 給水契約に関すること。</li> <li>( 3 ) 予納金に関すること。</li> <li>( 4 ) 水道料金及び量水器使用料に関すること。</li> <li>( 5 ) 使用水量に関すること。</li> <li>( 6 ) 公共下水道使用料及び公共下水道事業受益者負担金の賦課、徴収等に 関すること。</li> <li>( 7 ) 公共下水道の供用開始に関すること。</li> <li>( 8 ) 開閉栓に関すること。</li> <li>( 9 ) 量水器に関すること。</li> <li>(10) 給水装置工事に関すること。</li> <li>(11) 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指導、調整及び監 督に関すること。</li> <li>(12) 中高層建築物及び開発事業に係る協議及び指導に関すること。</li> </ul>

センター等名	分 掌 事 務
お客さま センター	(13) 加入金及び手数料に関すること。 (14) 排水設備に関すること。 (15) 公共下水道への排水に係る協議及び許可に関すること。 (16) 特定施設及び除害施設の水質等調査に関すること。 (17) 水洗便所の普及及び改造に関すること。 (18) 水洗便所改造助成金及び改造資金に関すること。 (19) お客さまセンターの庶務に関すること。
下水道整備課	(1) 公共下水道事業に係る社会資本総合整備計画の策定及び調整に関する こと。 (2) 公共下水道の事業計画の策定及び調整に関すること。 (3) 流域下水道の建設計画との調整及び接続に関すること。 (4) 公共下水道工事に係る調査、設計及び施工監督に関すること。 (5) 公共下水道工事の精算に関すること。 (6) 公共下水道工事の国庫補助金申請等に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。